

地方公共団体手数料令をここに公  
布する。

裕仁

昭和三十三年十二月三十日

内閣総理大臣 片山 肇

政令第三百三十七号

地方公共団体手数料令

第一條 都道府縣知事は、地方自治法第二百五十二條第二項の規定に

より、左に掲げる手数料を徴収することが出来る。

- 一 栄養士免許手数料
- 一 理容師試験手数料及同免許手数料
- 一 あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師試験手数料及び同免許手数料
- 一 保健婦試験手数料、同免許手数料及び同免状再下付手数料
- 一 助産婦試験手数料及同産婦名簿登録手数料
- 一 看護婦試験手数料、同免許手数料及び同免状再下付手数料
- 一 助産、**看護**、**養**護施設及び助産施設定手数料並びに同免許状書換再交付手数料
- 一 自動車運**轉**免許試験手数料及び同運**轉**免許証交付手数料
- 一 薬局開設許可手数料

一 医薬品販賣業者許可手数料

一 医薬部外品製造業許可手数料

一 毒物劇物販賣管業許可手数料

一 食品、添加物、器具又は容器包装の製品検査手数料

一 重要物産検査手数料及び同検査証明手数料

第二條 検査を行う重要物産の種類及び前條の手数料額に關し必要を事項は、主務大臣これを定める。

附 則

第三條 この政令は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第四條 都道府縣手数料令に基く省令は、<sup>(二水)</sup>第二條の規定により

決定めたものとみなす。

第五條 都道府縣手数料令に基く都令、北海道廳令、北海道廳支廳令及

ひ府縣令並びに都道府縣の規則は、<sup>(二水)</sup>地方自治法第二百三十一條第一

項の規定により決定めたものとみなす。

内務大臣 本村重太郎

文部大臣 森戸辰男

厚生大臣 一杉定吉

農林大臣 比多野 晴

商工大臣 水谷 幸次郎

内閣総理大臣 片山 哲